3　法第二十八条の三第二項の規定による届出をしようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める届出書を提出しなければならない。

一・二　［略］

三　当該届出が法第二十八条の三第二項第三号に係るものである場合　様式第三十一の二十八の特定自家用電気工作物が一般送配電事業者又は配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを直接又は一般送配電事業者若しくは配電事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路を通じて間接に電気的に接続されている状態でなくなった場合の届出書

（供給計画の届出）

第四十六条　法第二十九条第一項の規定による届出をしようとする者は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同表の中欄に掲げる事項について、同表の下欄に定める期間における計画を記載した様式第三十二の供給計画届出書を提出しなければならない。

小売電気事業者	一・二　［略］	初年度以降十年間
	三　電気の取引（振替供給、接続供給、特定供給及び法第二十七条の三十三第一項第一号の規定による電気の供給を除く。以下この条において同じ。）に関すること	［略］
一般送配電事業者	一～三　［略］ 四　広域系統整備計画に関すること	［略］

3　法第二十八条の三第二項の規定による届出をしようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める届出書を提出しなければならない。

一・二　［略］

三　当該届出が法第二十八条の三第二項第三号に係るものである場合　様式第三十一の二十八の特定自家用電気工作物が一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを直接又は一般送配電事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路を通じて間接に電気的に接続されている状態でなくなった場合の届出書

（供給計画の届出）

第四十六条　法第二十九条第一項の規定による届出をしようとする者は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同表の中欄に掲げる事項について、同表の下欄に定める期間における計画を記載した様式第三十二の供給計画届出書を提出しなければならない。

小売電気事業者	一・二　［略］	初年度以降十年間
	三　電気の取引（振替供給、接続供給、特定供給及び法第二十七条の三十一第一項第一号の規定による電気の供給を除く。以下この条において同じ。）に関すること	［略］
一般送配電事業者	一～三　［略］［新設］	［略］

五　電気の取引に関すること	［略］	［略］
送電事業者	一　使用を開始し、又は能力を変更する主要な送電線路及び変電所に関すること 二　広域系統整備計画に関すること	初年度以降十年間
配電事業者	一　年度別の最大電力の供給に関すること 二　年度別の電力量の供給に関すること 三　使用を開始し、又は能力を変更する主要な送電線路及び変電所に関すること 四　電気の取引に関すること	初年度以降十年間
特定卸供給事業者	［略］	［略］
送電事業者	一　年度別の最大電力の供給に関すること	初年度及び第二年度
配電事業者	月別の最大電力の供給に関すること	初年度
特定卸供給事業者	月別の電力量の供給に関すること	初年度以降十年間

四　電気の取引に関すること	［略］	［略］
送電事業者	使用を開始し、又は能力を変更する主要な送電線路及び変電所に関すること	初年度以降十年間
配電事業者	［新設］	［新設］
特定卸供給事業者	［略］	［略］
送電事業者	［新設］	［新設］
配電事業者	［新設］	［新設］
特定卸供給事業者	［略］	［略］